

平成31年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成31年 3月 4日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会(開議) 平成31年 3月 4日(月) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 5番 村上 三三郎 議員 6番 西尾 幸太郎 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	6番 西尾 幸太郎	11番 石田 茂春
2番 村上 謙武	7番 池田 賢治	12番 高宮 陽一
3番 菊地 政文	8番 安部 大助	13番 米澤 壽重
4番 石橋 雄一	9番 前田 芳樹	14番 遠藤 義光
5番 村上 三三郎	10番 平田 文夫	16番 福田 晃

1. 欠席議員

15番 池田 信博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	吉田 篤夫
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	砂川 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 7 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 5 号)
- 議 第 8 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議 第 9 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 10 号 平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 11 号 平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議 第 12 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町布施児童公園設置及び管理条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町リネンサプライセンター設置及び管理条例を廃止する条例
- 議 第 21 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 22 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 23 号 町道路線の認定、変更、廃止について
- 議 第 24 号 建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕
- 議 第 25 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道雨水排水路布設（港町その 1）工事〕
- 議 第 26 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕
- 議 第 27 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕
- 議 第 28 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕

- 議 第 29 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕
- 議 第 30 号 工事請負変更契約の締結について〔30 災 266 号油井 4 号線道路災害復旧工事〕
- 議 第 31 号 平成 31 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 32 号 平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 33 号 平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算
- 議 第 34 号 平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算
- 議 第 35 号 平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算
- 議 第 36 号 平成 31 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 37 号 平成 31 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 38 号 平成 31 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 39 号 平成 31 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 40 号 平成 31 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 41 号 平成 31 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 42 号 平成 31 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 43 号 平成 31 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 31 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により5番:村上 三三郎議員、6番:西尾 幸太郎議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成30年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2月2日は、布施立志式に出席いたしました。4名の生徒が「14歳の決意」を堂々と発表され、続いて保護者から子どもへのメッセージが伝えられました。将来の目標を既に定めている生徒、これから目標を定める生徒と様々でありましたが、布施地域の、ひいては隠岐の島町の将来を担う立派な大人へと成長されることを強く願うところであります。

2月21日には、平成30年度島根県町村議会議長会定期総会が、松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、平成30年度補正予算、平成31年度事業計画案及び予算案などについて審議され、全会一致で可決いたしました。また、要望決議については、「町村議員のなり手確保のための環境整備に関する要望決議」「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の2件が提案され、全会一致で決議されました。

県内の各郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療・介護体制の充実強化について」、「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の3件の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

なお、昨年より要望してまいりました「島根県町村議会議長会の町村負担金の増額」については、2月6日開催の島根県町村会臨時総会に於いて、増額要求が承認された旨の説明がありましたのでご報告いたします。

また、今総会において、自治功労者として「全国町村議会議長会長表彰」を遠藤 義光議員、「島根県町村議会議長会長表彰」を平田 文夫議員 がそれぞれ受賞されました。誠にありがとうございます。

翌 22 日には、「竹島の日」記念式典が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

午前中には、県議会の竹島議員連盟が主催する「竹島問題を語る国民交流会」が、国会議員 4 名を含む地方議員や一般参加者の約 130 名の参加により開催されました。

参加者を 11 のグループに分け意見を交わしましたが、直接国会議員、県議会議員に思いをぶつけることができる場とあって、どのグループも熱心な意見交換となったようでございます。こういった取り組みを続けていくことが国を動かす契機になるものと期待するところでございます。

次に、2 月 26 日の議会運営委員会までに 7 件の陳情や要望書を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、2 件を所管の常任委員会に付託し、5 件を議員配付とすることにいたしましたので、ご理解願います。

最後に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。

平成 31 年第 1 回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春とはいえ、まだ寒さの名残りを感ずる日が続きますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まず以ってお慶びを申し上げます。

本日は、平成 31 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、平成 31 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 30 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正並びに工事請負変更契約の締結など 39 件の諸議案を提案させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「第4回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、離島振興特別委員会への出席についてご報告申し上げます。

2月13日に自由民主党本部において「離島振興特別委員会」が開催され、出席をいたしました。

委員会では、谷川弥一委員長及び、細田博之有人国境離島議連会長の挨拶、また、関係省庁から平成31年度離島予算の概要説明がなされた後、全国離島振興協議会を代表し、新潟県あわしまうらむら粟島浦村、三重県鳥羽市、そして私の3市町村長より、離島航路につきまして、それぞれ現状と課題を説明申し上げ、出席議員及び関係省庁の幹部職員と意見交換をいたしました。

私からは、現在、隠岐航路が抱えております諸課題に対しまして、運航事業者に対する船舶建造支援策の拡充、全ての乗船者を対象とする運賃の低廉化、島民生活の負担に直結する生活必需品や島後・島前間の輸送費支援の必要性などについて説明させていただきました。

なかでも、隠岐諸島と本土間を結ぶ隠岐航路と、島前3か町村を結ぶ内航航路が存在することから、国の離島航路補助事業の要件となる「唯一の航路」と見なされず、補助対象外の航路となっている隠岐航路の現状を踏まえ、現行の「1島1航路」という補助対象要件を早期に見直していただくよう、出席者の皆様方に強く要望したところであります。

今後、離島振興を実現する上で普遍的な課題であります航路対策をはじめ諸課題の解決に向けて、積極的に提言・要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告いたします。

1月31日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め、外務省、文部科学省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

濱田副会長、吉田県議、竹島対策特別委員会 池田委員長にも同行していただきました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町に国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点にお願いしてまいりました。

また、2月22日には、松江市の島根県民会館において、「竹島の日」記念式典が開催され、

私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をしたところであります。

今後も、竹島の調査・研究を進め、貴重な資料の保存・活用について取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、消防出初式につきまして、ご報告いたします。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催し、消防団員等関係者約400名の参加により、総合運動公園で通常点検、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方をはじめ、多数のご来賓の出席を賜り式典を挙行いたしました。

式典終了後、役場前で消防車16台と隠岐島消防署のはしご車による一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にご覧いただきました。

全国的に消防団員の減少が課題となつてきておりまして、本町におきましても減少傾向にあります。今後、消防団関係者と十分に連携を図りながら、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保に努めてまいる所存であります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」終わります。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

平成31年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国は、構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「一億総活躍社会」の実現に向け、様々な取り組みを始めております。その中心となるのが人づくりであり、私たちが今を生きるため、将来のため、この島を後世に引き継ぐためにも「隠岐を愛するところ」を持った「隠岐びと」の育成を進めなければなりません。

本町におきましては、地方交付税の一本算定が直前に迫り、自らの創意工夫とたゆまぬ努力、そして新たな視点と意欲的なチャレンジにより、自立した自治体運営も同時に進めなけ

ればなりません。

また、地方創生法や有人国境離島法の制定に伴い、町として町の人口が定常的に社会増となる状態を実現する必要があります。ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を国や県に頼るだけでなく、力強く進めることが町の責務であると考えております。

そのような中、就任三年目を迎え、私が表明しております「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」の3つの「よかったが響くまち」を基本方針に、職員と一丸となった「チーム隠岐の島」としての取り組みが、少しずつ結果として表れている部分も感じているところでありますが、目標に向かって歩みを止めることなく更に進んでいきたいと考えているところでございます。

何度も申し上げますが、まずは町民の皆様の声を聴くことが最重要であると考えており、そのために「現場に出かけ話をしよう。」「できませんではなく、できるための方策を検討しよう。」と職員と目標を共有してきたところであり、引き続き町民の皆様との距離感のない対話重視のまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

議員各位はもちろんのこと、町民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、『『よかった。』が響くまち 隠岐の島』の実現を目指し、3つの「よかった。」が感じられる新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

第一点目は、「隠岐の島に生まれてよかった」（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

始めに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、子育て家庭への経済的支援や医療費支援、育児不安軽減対策、子ども同士や親子が地域の中で交流できる環境整備を行ってまいります。

子育て世帯に対する経済的負担の軽減につきましては、今年10月から予定されております3歳児以上の「幼児教育の無償化」を適切に実施してまいりますとともに、国の制度で無償化の対象外とされた副食材料費につきましても、町独自の制度を設け無償化を実施するなど、積極的な支援を行ってまいります。

子どもや親子が交流できる環境の整備につきましては、平成30年度に策定されました「隠岐の島町公園整備基本計画」などにに基づき、公園や公衆トイレを順次整備、拡充を図ってま

います。

町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれて良かった」そう思っただけの町、また、誰もが安心して子育てができる町を目指し、取り組んでまいります。

次に、「教育の充実について」であります。

教育行政を推進するにあたっては、教育大綱に定められた「島を愛する隠岐びとを育てる」という基本目標に沿って、町民憲章の精神である「隠岐びとのこころ」を持った人材育成に取り組んでいるところであります。

本町は、豊かな自然、特有の文化や歴史、温かい地域社会など、特色ある地域資源を有しており、こうした町の特徴を活かし「良かったが響くまち」を合言葉にまちづくりを進めているところであります。

これを実現するには、次世代を担う人材の育成が重要であり、教育の果たす役割は非常に大きく、学校・家庭・地域・行政が手を携えながら、それぞれの発達段階に応じて、本町の教育に取り組んで行くことが大切であると考えております。

学校教育につきましては、子どもたちが豊かな心と健やかな体を持ち、ふるさと隠岐の島を愛し、次の世代を担う人材として成長することができるよう、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

学校施設においては、築30年以上経過した施設が多く、全体的に老朽化・機能低下が進行しております。このような状況下にある教育環境の質的改善を図り、かつ、計画的な維持管理を行っていくために、長寿命化計画を策定してまいります。更に、近年の厳しい気象条件に対応した教育環境を確保するため、小中学校の87の普通教室に空調設備を新設するほか、学習教材の計画的な整備を推進し、安全・安心で快適な学習環境づくりに取り組んでまいります。

平成32年度からの新学習指導要領では、小学校で教科としての英語が始まります。本町におきましては、新年度より英語科専科教員を配置し、子どもたちが国際感覚を^{つちか}培い読み、書きを含めた英語によるコミュニケーション能力を身に付けられるよう努めてまいります。

また、複式学級を有する小学校におきましては、非常勤講師を配置し、複式学級担任の負担軽減と地域と連携した活動を支援してまいります。

そのほか、全校に図書館司書を配置し、子どもたちが本にふれ合う機会を確保することで、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を育ててまいります。

社会教育につきましては、地域課題や、その解決策を様々な方法で学ぶことにより、積極的に地域に貢献しようとする「人づくり」や「仲間づくり」の活動を支援してまいります。

町民一人ひとりが、学習活動やスポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き活きと心豊かに暮らせる地域づくりに努めてまいります。

教育と地域づくりに関しては、「教育の魅力」が「地域の魅力」につながるよう、学校、家庭、地域、公民館が連携協力して行う教育キャンプ、徒歩旅行等により、地域全体で子どもたちの豊かで健やかな心身を育み、地域活力の増進を図ります。引き続き「ふるさと教育推進事業」等に積極的に取り組むとともに、公民館を拠点に、次世代を担う人材の育成と地域活動への支援に力を入れてまいります。

また、生涯学習を推進していくための中核施設である隠岐の島町図書館は、昨年12月に策定した「隠岐の島町図書館振興計画」に基づき、新年度から向こう10年を見据え、基本目標に沿った各種施策を展開してまいります。

スポーツ振興につきましては、子どもたちから高齢者までの積極的な健康づくりや競技力向上のための環境づくりに努めてまいります。

新年度は、島内小学生が武道を通し、島外の子どもたちとの交流による心身の健全育成を図ることを目的に開催される「第1回隠岐少年武道大会」を支援してまいります。

文化財保護につきましては、町内にある史跡、埋蔵文化財、天然記念物など貴重な町の財産である文化財の調査・研究を進め、適切に保護し、次世代に継承するとともに、積極的な公開・活用に努めてまいります。新年度は、「水若酢神社本殿屋根差し萱改修」及び「久見神楽殿保存修理」等の改修事業について、円滑に事業が行われるよう支援を行ってまいります。

また、昨年に引き続き、国府尾城跡の歴史的価値を明らかにするための調査・研究や、明治150年記念事業などを通して、「隠岐びと」としてのふるさとを誇りに思う心の醸成を図ります。

第二点目は、「隠岐の島に住んでよかった」（若者・女性が、高齢者が活躍するまち）についてでございます。

始めに、「総合計画と人口減少対策について」であります。

新年度は、本町の最上位計画であります「隠岐の島町総合振興計画」並びに、人口減少対策の具体的施策を定めた「隠岐の島町まち・ひと・しごと・創生総合戦略」がともに計画期間の最終年度を迎え、今後の「まちづくり」を展開していく上で大きな節目の年となります。

新年度におきましては、これらの計画に掲げた各種施策を着実に遂行し、それぞれの計画

目標の達成を目指してまいります。

あわせて、現在、策定に向け準備を進めております「次期総合振興計画」につきまして、計画の効率性・実効性をより高めるため、「総合戦略」の役割も兼ね備えた一つの計画とし、その策定作業に総力を挙げて取り組んでまいります。

策定にあたりましては、意見交換会等を積極的に開催し、多くの町民の皆様や関係団体等のご意見、ご提案をお伺いしながら、重点施策や数値目標を定めるなど、町民の皆様方と計画の進捗状況やその成果を共有できるような、分かりやすい計画づくりに努めてまいります。

人口減少対策についてであります。東京圏域をはじめとした都市部への人口集中が一層進む中、各地方においては、都市部から地方への人の流れを創出し、人口の社会減を克服することが喫緊の課題となっているところであります。

昨年度における本町への県外からのUIターン者数につきましては、県内11町村で1位となる76名を数え、平成27年度以降3年連続で高い水準を維持しております。

今後は、これまで進めてきたUIターン促進につながる取り組みを、より一層強化しながら、「本町へのあたらしい人の流れ」を加速してまいります。

特に、新年度におきましては、地域おこし協力隊による定住相談員の配置や民間事業者による若者定住住宅の整備に対する支援、さらには「空き家バンク」「空き家改修事業」の制度拡充を図るなど、UIターン者の増加を目指してまいります。

次に、雇用対策と商工業の振興についてであります。

本町の雇用状況であります。直近（平成30年12月）の有効求人倍率が2.28と全国平均を大きく上回り、業種を問わず多くの事業者の方々から「人手不足」を懸念する声をいただいているところであります。

この問題に対しましては、新年度早々に「隠岐の島町雇用対策協議会」を設立し、島内外からの人材確保に向けた取り組みを官民一体となり進めてまいります。

また、若者にとって魅力ある多様な雇用の場を創出するため、本年度、島根県との協同により作成いたしました誘致戦略に基づきまして、ソフト産業企業の誘致活動を展開してまいります。

商工業の振興につきましては、昨年11月に策定いたしました「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会をはじめとした関係者との連携のもと、商工業の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

特に、新年度におきましては、課題となっています事業承継の円滑化を図るために、店舗

改修事業の拡充などさらなる支援策を講じ、地域経済を支える事業者の方々を後押ししてまいります。

次に、「農林水産業の振興について」であります。

本町の基幹的産業であります農林水産業につきましては、激しく変動する社会情勢や経済環境に適応すべく、生産者の方々や関係機関との連携のもと、地域の特性や豊かな資源を活用した自立できる農林水産業の仕組みについてともに知恵をしばり、6次産業化も含めた総生産額の向上と地域経済の活性化に引き続き取り組んでまいります。

まず、農業では、国による米の生産調整が廃止されたことを踏まえ、主食用米を中心とした生産体系から高収益作物への移行を促す施策をより一層推進してまいりますとともに、関係機関との協働により集落営農組織の設立や企業の農業参入など、担い手の組織強化を図る取り組みを積極的に進めてまいります。

特に、新年度においては、民間事業者との連携による新たな振興作物等の開拓や、その実現に向けた農業団地の整備について調査・研究を行ってまいります。

林業では、国産木材の需要が高まる中、高性能機械の導入や新たな森林経営計画に基づく木材生産体制の効率化を進めつつ、増加傾向にある松江市や近畿圏などからの島内産製材品の受注に応えられますよう、製材品も含めた島内産木材の本土への出荷拡大に向け精力的に取り組んでまいります。

昨年度より稼働しております「木質バイオマス利用推進センター」についてであります、ペレット燃料の安定生産と供給施設の拡充に努め、環境に配慮した地域循環型産業の育成を図ります。

また、国の税制改正による「森林環境税」及び「森林環境譲与税」の創設に伴い、平成31年度より適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それが困難な森林の経営管理を市町村が行う、新たな森林経営管理制度が施行されますことから、林業関係者の方々との連携のもと、林業の成長産業化と森林の適切な管理のための体制づくりを進めてまいります。

畜産業についてであります、引き続き年次計画による公共牧野の新規造成や既存牧野の再整備を進め、放牧を中心とする和牛繁殖経営の低コスト化と、新たな若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進し、計画目標に向けた繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。

また、岬町地内に整備しました「隠岐の島町畜産センター」の有効活用を促進することに

より、畜産業の振興や本土からの購買者の増加を目指しております。

水産業につきましては、より積極的な水産振興策を展開するとともに、種苗放流事業等による磯根資源の確保や安心・安全な漁港施設の整備など、漁業者の方々が安心して操業できる環境づくりに取り組んでまいります。

課題となっております「水産加工場の整備」についてであります。引き続き本土の大手加工業者をはじめ関係者の方々のご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

また、昨年末、国会において可決・成立しました「改正漁業法」への対応であります。未だ具体的な内容は示されていないものの、漁業許可制度や漁業権制度の見直し等により地域内外からの新規参入を認める内容となっており、既存の漁業者や漁協等との意見交換、漁業調整が必須であることから、指定組織である島根県やJFしまねとの情報共有、連携強化に努め、既存漁業者の漁場利用を確保しながら、水面の総合的利活用を図ってまいります。

次に、「地域医療・保健・福祉について」であります。

地域医療につきましては、病院・開業医・町立診療所・訪問看護ステーションの連携を図るとともに、医療・介護・生活支援等の連携をより一層進め、患者及び家族の方々に寄り添った切れ目のないサービス提供に努めてまいります。

医師招へいにつきましては、皆様方のご支援によりまして、都万診療所で4月より勤務していただく医師が決定したところであります。引き続き、島根県及び隠岐広域連合と連携を図りながら医師の情報収集及び町の情報発信に努め、五箇診療所の後任医師招へいにつなげてまいりたいと考えております。また、医療従事者の確保につきましては、大学等の地域推薦入学制度の活用及び各学校や関係機関との連携のもと、地域医療を目指す医療従事者の育成に積極的に関わっていくとともに、UIターン者への働きかけ等も行いながら、人材確保に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況ではありますが、町民の皆様方に信頼される「かかりつけ医」としての役割を果たすことに努め、皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町立診療所としての体制を維持しながら運営をしていく考えであります。

保健事業につきましては、「健康寿命の延伸」、「元気で長生き」の目標達成のため、がん対策、生活習慣病対策を始め各事業に取り組んでまいります。各種健診（検診）の推進等により町民の皆様健康意識を高めることに努め、医療機関、地域の自治組織及び企業等との連携を図りながら、ライフステージに沿った保健事業の展開と地域に根ざした保健活動に取り組み、町民の皆様健康の保持増進を図ってまいります。

国民健康保険事業におきましては、国民健康保険制度の改革により昨年4月から「国保の都道府県化」がスタートいたしました。医療費の支払いを県が担保する一方で、「保険者機能の強化」として医療費適正化の取り組みが求められております。

本町といたしましては、過去3年間保険税の改定を行っておりませんが、新年度も改定することなく運営するとともに、これまで以上に保健や福祉の関係部署と連携させ、保健事業や地域包括ケアの推進に向けた取り組み等、医療費適正化の事業を進めてまいります。

地域福祉につきましては、隠岐の島町総合保健福祉計画の基本理念であります「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」の実現を目指し、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の方々などの関係機関や地域の皆様とのネットワークを強化し、地域の実情や課題に即したきめ細やかな対応による、総合的な地域福祉の充実をさらに図ってまいります。

不足する福祉・介護職場の職員確保対策につきましては、喫緊の課題と位置付け検討を重ねてまいりましたが、新年度より、民間事業所が取り組む職員の賃金労働環境の処遇改善に対する助成事業を行ってまいります。あわせて、新規就労者に対する支援助成金制度を創設し、新卒者やUIターン者の皆様の就労につなげてまいりたいと考えております。

障がいのある方への支援につきましては、住み慣れた環境や家庭において自立した日常生活や社会参加ができますよう、地域の特性や利用者の状況に応じた障がい者福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいります。ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある方の主体性が尊重される社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

高齢者の皆様への支援につきましては、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域包括ケアを実現していくため、関係機関と連携した地域ケアシステムの構築を推進し、健康寿命の延伸や地域課題・住民ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組んでまいります。

特に、在宅での介護需要が高まっていく中、介護と医療の連携は喫緊の課題であり、往診体制や訪問看護体制等について、関係機関等と早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

高齢者や障がい者の皆様の日常生活の利便性の向上や社会参画の促進を目的といたしますタクシー等利用助成事業につきましては、平成30年度に実施いたしました試行事業の実績を踏まえ、より利用しやすい制度として本格的に実施いたします。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場と

して昨年10月に設立されましたシルバー人材センターにつきましては、会員や地域のニーズに応えられる職の開拓に努め、会員の増はもとより、町民の皆様から必要とされ、愛される組織となるよう、社会福祉協議会と連携し取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、ハローワークや隠岐の島町あんしんセンターと連携し、就労等自立に向けた支援を行ってまいります。また、多重債務や生活実態による経済的困窮を理由として生活保護に陥ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みをさらに拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、「安心・安全で快適なまちづくりについて」であります。

役場新庁舎整備につきましては、本体工事の資材納期の長期化により工事着手が遅れておりましたが、2月初旬より杭工事を開始し、現在、基礎工事を行っております。

新庁舎は町民の皆様を守る防災拠点であり、また、出先機関を集約した行政サービスの拠点となるものであります。皆様のご理解、ご協力を賜りながら、平成32年度早期の新庁舎での業務開始を目指して整備を進めてまいります。

防災対策につきましては、危機管理体制の充実強化を図るため、情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化整備を推進するとともに、地域防災力の中核となる消防団の充実と消防力の強化、自治会組織・関係機関と連携を深めながら、地域における防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策などを実施してまいります。

町道等インフラ整備につきましては、災害時の避難道路整備も含め町民の皆様方の安全・安心を基本に国道や県道などの整備促進とあわせて進めるとともに、長寿命化計画に基づき橋梁やトンネル等の道路構造物につきましても、引き続き点検及び補修を行ってまいります。

また、昨年から取り組んでおります西郷港周辺の整備につきましても、町民の皆様からのご意見やご提言をいただきながら「賑わいを取り戻すためのまちづくり」に向けた計画づくりを進めてまいります。

都市公園再編事業では、子育て世代のふれあいの場となる公園の再編事業としまして、寺の前公園施設整備事業に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、町民生活の安定と向上を図るため、老朽化住宅の改修等に取り組んでまいります。

また、空家対策及び住宅耐震改修事業につきましても、特定空家の解消並びに住宅耐震事業を積極的に取り組み、安全で安心な生活環境づくりに努めます。

上水道の整備につきましては、町民の皆様に「安心・安全な水道水」をお届けするよう、努めてまいります。

また、引き続き経営改善のために、経費節減及び料金徴収にも積極的に取り組んでまいります。

下水道の整備につきましては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、引き続き西郷地区、五箇地区の公共下水道事業及び中村地区の漁業集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大にあわせて、接続促進の普及啓発に努めてまいります。

下水道施設管理につきましては、長寿命化計画を策定し、これに基づき改修を行ってまいります。また、下水道の普及が進む中で、島後クリーンセンターの老朽化への対応と、今後増加する汚泥を効率的に処理するため、西郷浄化センターにおける汚水処理施設共同整備事業についても、引き続き取り組んでまいります。

自然環境対策につきましては、国の出先機関であります環境省自然保護官事務所、県及びジオパーク推進協議会との連携のもと、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」の行動計画に沿いながら、世界水準の「ナショナルパーク」の実現に向け具体的な取り組みを実施してまいりますとともに、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定に即した環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

海岸漂着ごみ対策といたしましては、地域の方々やボランティアの皆さまの協力のもと、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、県と協働し、国への財政支援や国際的な発生源対策について、要望活動を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、長期的・総合的視点に立ち、循環型社会の形成に向けて、計画的なごみ及びし尿の適正な処理を推進してまいります。また、平成 30 年度に策定中であり「隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、処理施設の整備方針に沿って、島後清掃センター基幹的改良事業を実施いたします。平成 31 年度は、基本設計業務である長寿命化総合計画及び発注支援業務を発注することとなり、町民の皆様に安心・安全な生活環境を提供できるごみ処理施設となりますよう、平成 34 年度末の完成を目指し、取り組みを進めてまいります。

第三点目は、「隠岐の島を訪れてよかった」（思い出を持ち帰れるまち）についてでございます。

始めに、「観光振興対策について」であります。

「第 2 次隠岐の島町観光振興計画」に基づき、本町の観光を取り巻く現状と数々の諸課題

を踏まえ、基本構想に「人情がつむぐ『よかった。』があふれる島」を掲げて、その実現に向かって、具体的な施策に引き続き取り組んでまいります。

まず、観光行政及び観光事業推進体制の強化といたしまして、一般社団法人隠岐の島町観光協会事務局の組織を強化すべく、引き続き人材の派遣と本町との連携強化を図ってまいります。

本町内の宿泊施設の老朽化に伴う施設改修、経営者の高齢化や後継者・労働者不足等による事業承継問題等、これらの課題解決に向け、関係事業者へ行った実態調査結果をもとに、隠岐の島町商工会や一般社団法人隠岐の島町観光協会とも十分に協議し、新たな制度の制定等、事業実施に向け、取り組んでまいります。

また、有人国境離島法に基づく「滞在型観光推進事業」として、本年度に実施いたしました、企画乗船券発行事業を引き続き展開し、運賃低廉化の助成対象拡大につなげてまいります。

町内の観光関連施設整備につきましては、国立公園関連補助事業を活用してログハウスなどの施設整備をはじめ各宿泊施設の経年劣化に対応するための改修も積極的に進めてまいります。

隠岐の島ウルトラマラソン、シーカヤックなどの、本町らしい「アウトドア・アクティビティ」と、最大の魅力である人との交流をうまく関連づけ、広く内外へ情報発信して、新たな誘客につなげてまいります。

また、「民謡」「牛突き」など、本町独自の歴史や固有の文化を個性的な観光素材として次世代に確実に伝承しながら、有効的に活用を図ってまいります。

さらに「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」の素材の力を活かし、その魅力や価値を広く伝えていくために「ジオパーク中核・拠点施設」建設事業を進めてまいります。島の玄関口である西郷港の新しい情報発信基地として住民の皆様や関係団体と協議を重ねながら事業効果を高めるよう確実に進めてまいります。

次に、「離島航路・航空路と島内交通網の整備について」であります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線等の維持・確保など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって快適で利便性の高い交通網整備に努めてまいります。

生活バス路線の運行につきましては、高齢者をはじめとする交通弱者と言われる方々にとって、大切な公共交通であります。新庁舎建設など、町内のあらゆる環境変化に伴う新たな交通網路線再編が不可欠となっております。平成30年度より実施している路線の現状や住

民ニーズの調査を引き続き行ない、公共交通再編事業に取り組んでまいります。

隠岐航路・航空路につきましては、有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、交流人口拡大につながる島民以外の対象者への拡大が図れるよう、島根県や他の有人国境離島と連携し、国への制度改正の要望活動を積極的に展開してまいります。

「隠岐世界ジオパーク空港」の利用促進につきましては、島根県をはじめ関係団体との連携を図りながら、「隠岐世界ジオパーク空港」を全国に広めるための活動を強化してまいります。

隠岐⇄大阪路線につきましては、昨年5月7日から念願の小型ジェット機が年間就航し、新空港開港以来の悲願でもありました「通年ジェット化」が実現しました。これにより、快適で質感も向上し、安心・安全で安定した航空路線が確保されました。

さらに、運賃低廉化により年間を通した利用者増加に伴い、要望をしておりました、隠岐⇄出雲路線の機材の大型化につきましても、本年7月1日から48人乗りの新しい機材の就航が決まっております。

また、「隠岐世界ジオパーク空港ターミナル」の拡張を含む施設改修等の早期実現に向けて航空会社や島根県と連携して取り組んでまいります。

近年、好調に実績を伸ばしておりますFDA(フジドリーム・エアラインズ)によるチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多数のお客様にお越しいただき、大きな経済効果を生んでおります。昨年には、成田・茨城空港も加わり、初めて関東圏からの直接乗り入れが実現し、新年度も経済効果の拡大に向け、快適に短時間で移動できるチャーター企画の利点を活かし、遠距離からのお客様誘致を図ってまいります。

次に、「都市交流・国際交流の推進について」であります。

子どもたちの教育の面からも、幅広い視野を育むきっかけを作り、また、グローバル化の促進にもつながる都市交流や国際交流に取り組んでまいります。

国内の都市交流事業につきましては、友好都市協定を結んでおります大阪府豊中市との交流を中心に、子どもたちをはじめとするスポーツ・文化芸術を通した市民間の交流を推進してまいります。また、全国各地の大阪国際空港就航都市との連携事業といたしまして、観光物産展の開催や担当者会議を通し、相互交流の可能性を検討してまいります。

中京圏におきましては、名古屋市や春日井市でのイベントに参加して交流活動を行います。また、首都圏におきましても、東京都世田谷区、大田区等に積極的に働きかけ、更なる相互交流につなげるよう取り組みを進めてまいります。

国際交流では、友好都市協定を締結したポーランド共和国のクロトシン市との交流事業におきまして、相撲交流のみならず、文化・教育交流についても計画しております。特に、本年は、日本とポーランド共和国の国交樹立 100 周年の節目の年でもありますことから、記念行事等も行ってまいります。また、本町に配置した国際交流員による小中学生の外国語に親しむ機会をはじめ、町民の皆様との国際的な文化交流活動にも継続して取り組んでまいります。

最後に、この他の重点的な取り組みについてご説明を申し上げます。

始めに、「財政状況と新年度予算について」であります。

政府は、平成31年度の地方財政対策について、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成30年度より5,913億円増の62兆7,072億円の一般財源総額を確保したところでございます。地方交付税につきましては、平成30年度と比較し、1,724億円増の16兆1,809億円となっている状況であります。

本町の財政見通しは、合併後の緊張感のある財政運営により一定の基金を確保しつつ、財政指標の改善はみられるものの、国や県の動向によっては、財政状況が急変する危険性をはらんでおります。

実質公債費比率は、平成29年度11.3%、平成30年度は9.6%の見込みであります。地方債現在高は、平成30年度末見込みで約14億円の増で237億7,000万円余りとなっております。平成29年度以降取り組んでおります大規模事業により残高が増加し、財政指標にも若干影響する見込みであります。

今後、平成31年度まで普通交付税の合併特例措置縮減が続き、平成32年度から一本算定となりますことから、さらに厳しい財政運営が想定されるところであります。歳入・歳出のバランスをとりつつも、町の将来的な発展を図ることを目標に重点施策に取り組まなければならないと考えております。

このような状況の中、本町の新年度予算におきましては、国と地方が一丸となって取り組むこととされている地方創生の実現に向け、事業目的及び方向性を明確にした上で、持続可能な財政運営の確立のため、引き続き財政の健全化を目指しながらも、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成としたところであります。

その結果、一般会計の予算総額は191億5,000万円で平成30年度と比較し、14億8,000万円で8.4%増となっております。引き続き取り組みます新庁舎整備事業、防災行政無線デ

デジタル化事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業のほか、有人国境離島特措法に基づく航路・航空路旅客運賃助成事業、雇用機会拡充事業、また、都市公園再編事業など、「総合振興計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策の持続的な取り組みを推進することとしております。

次に、自主財源の柱であり、住民サービスを行うために必要不可欠な財源であります「町税等の収納率の向上及び滞納整理の取り組みについて」であります。

税負担の公平性を確保するために、滞納者の状況により「差押え」、「執行停止」、「分納管理」に分類したうえで、給与・預貯金等の財産差押え等の滞納整理に厳正に取り組んでおります。

平成 29 年度の町税等の合計収納率は 90.5%であり、平成 28 年度より 0.3 ポイント増えております。

引き続き島根県との相互併任制度を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の強化を図ってまいります。また、新年度は、滞納整理の専門性や意識を高める研修を充実し、人材育成に力を入れてまいります。

大多数の誠実な納税者の思いを大切にし、職員一人ひとりが、信念・熱意・勇気を持って、収納率の向上、滞納整理に取り組んでまいります。

最後に、「竹島領土権確立への取り組み」についてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信などを積極的に進め、「領土・主権展示館」での展示や資料調査事業など国全体の問題として本格的に取り組むを進めております。

本町におきましても、竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向け取り組みを進め、隠岐の島町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会等と連携し、国や関係機関に対し、その責務において、竹島漁撈歴史記念館(仮称)の建設や海上保安署における巡視船の大型化をはじめとする隠岐島周辺の海域の保安体制の充実強化を図ることを強く訴えてまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、11 時 00 分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時44分)

○議長 (石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時00分)

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第7号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの39件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました39件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外 (町長 池田高世偉)

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第7号から議第11号までの5件につきましては、平成30年度一般会計、特別会計及び上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第7号の「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は14億5,021万4,000円の減額でありまして、補正後の予算総額を167億3,784万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、広域連合隠岐病院の負担金、生活保護給付費等が増額となったものもございますが、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設整備事業、有木小学校大規模改修事業等の減額をはじめとして、全体では各事業の確定及び実績見込みにより減額補正となったところであります。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」のとおり、「庁舎整備事業」から、「道路橋梁災害復旧事業」までの11件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、計上しております。

債務負担行為は、「第3表債務負担行為補正」のとおり、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・

拠点施設整備事業における債務負担限度額を定めるものであります。また、ファイリングシステム導入支援業務委託料にかかる消費税増税等に伴い限度額の変更を行うものであります。

また、地方債の補正につきましては、「第4表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第8号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億1,150万3,000円の追加でありまして、補正後の予算額を20億6,863万円とするものであります。

補正の主な内容は、平成29年度退職者医療療養給付費交付金、療養給付費負担金返還金及び特定健診、特定保健指導負担金返還金の確定に伴う増額と、財政調整基金積立てによる増額であります。

次に、議第9号の「平成30年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は7,125万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を18億5,605万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、各施設管理費及び施設整備費を増額するものであります。

継続費は、「第2表継続費」のとおり、汚水処理施設共同整備事業におきまして、事業費及び工期の変更に伴い総額及び年度割額の変更をするものであります。

繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」のとおり、汚水処理施設整備事業及び雨水処理施設整備事業において翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので総額で8,901万円を計上しております。

次に、議第10号の「平成30年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は43万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額を3億6,590万円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料等負担金の増額と、保険基盤安定繰入負担金の確定による減額であります。

次に、議第11号の「平成30年度隠岐の島町上水道会計補正予算（第3号）」についてであります。収益的予算（3条予算）の補正額は収益的収入におきまして46万7,000円の増額、収益的支出におきまして81万3,000円の増額でありまして、補正後の予算額を収益的収入で6億4,048万3,000円、収益的支出で6億4,250万円とするものであります。

補正の主な内容は、銚子ダム大規模修繕負担金の増額であります。

また、予算第8条、他会計からの補助金の額を1億1,010万6,000円に改めるものであり

ます。

続きまして、議第 12 号から議第 20 号までの 9 件につきましては、条例の改正、制定、及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 12 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

求められる行政課題に対し、的確にそして素早く対応できるよう、課名を「観光課」から「商工観光課」に改めるものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。平成 31 年度税制改正の大綱において国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置について改正が行われ、平成 31 年 4 月 1 日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 14 号の「隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。新残土処分場への切り替えに伴い、新たな残土処分場の設置と使用料を変更するため改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。公園としての位置付けを明確にし、適正な管理を行うため、都市公園に西郷公園及び港町公園を追加するものであります。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職の給料を今年度に引き続き、私は 100 分の 5 を、副町長、教育長は 100 分の 3 を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間減額するものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年 1 月 30 日に公布されたことに伴い、災害援護資金について、低い利率での貸付けや保証人がいない場合の貸付けを認めるなど、被災者支援の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてであります。私債権である水道料の督促手数料につきましては、現在、公債権である税条例を準用しておりますが、改めて給水条例に適切に記述することといたしました。また、延滞金につきましても公債権の規定でありますので条文を削除する必要が生じたので改正する

ものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町布施児童公園設置及び管理条例」についてであります。地域住民の憩いと休養の場として、旧布施児童館跡地に布施児童公園を設置いたしましたので、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町リネンサプライセンター設置及び管理条例を廃止する条例」についてであります。今後、本施設は、本来の設置目的の機能を発揮することが見込まれないことから、当該条例を廃止するものであります。なお、廃止後は、普通財産として管理するものであります。

次に、議第 21 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ご説明いたします。

事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成 29 年度から平成 33 年度までの西郷辺地に係る総合整備計画及び平成 27 年度から平成 31 年度までの布施辺地、五箇辺地、都万辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要性が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項の規定により議決を求めるものであります。

追加する事業は、次のとおりとなっております。

西郷辺地は、町道宮の前西町線改良事業、西郷 3 号線改良事業、有木 1 号線改良事業、愛の橋架替事業、港町児童公園整備事業、高性能林業機械整備事業、大満寺登山道整備事業の 7 件、布施辺地は、ジオリゾードシンフォニー整備事業、五箇辺地は、五箇地区穀類乾燥調製施設整備事業、都万辺地は、診療所医療機器整備事業、那久地区穀類乾燥調製施設整備事業、壇鏡の滝周辺整備事業の 3 件で、合計 12 件であります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要性が生じたので、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

追加となる事業は、産業の振興に区分される「特産物処理加工施設改修事業」から教育の振興に区分される「国際交流事業」までの 7 件の事業の追加であります。

次に、議第 23 号の「町道路線の認定、変更、廃止について」ご説明いたします。

今回認定する西郷 298 号線は、西郷 21 号線の終点延長に伴い分断された部分を、中村 180 号線は、中村 68 号線と中村 69 号線の重複に伴い、分断された部分を新たな町道名をつけ認定するものであります。

次に、変更する路線であります。西郷 21 号線は、道路改良工事に伴い、終点を延長し、西郷 6 号線と西郷 261 号線は、西郷 21 号線の終点延長に伴い、路線を短縮するものであります。中村 68 号線は、国道 485 号道路改良工事に伴い、起点を変更するものです。中村 69 号線は、中村 68 号線と重複していたため、終点を変更するものであります。

次に、廃止する路線であります。西郷 5 号線は、現状道路としての機能を有していない部分があり、また、西郷 21 号線の終点延長に伴い一部重複するため、今回廃止するものであります。

続きまして議第 24 号から議第 30 号までの 7 件につきましては、委託変更協定及び工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、議第 24 号の「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化センター)の建設工事委託に関する基本協定)〕についてご説明いたします。

基礎工の設計を見直したところ杭基礎の形状が変更となったことから増額の必要が生じ、また、建設工事の入札が不調となり着手が遅れたことから協定期間を延長する必要が生じたため委託変更協定の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 25 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道雨水排水路布設(港町その 1)工事)〕についてであります。当初想定していなかった軟弱地盤があり、薬液注入工を追加したことにより、工期を延期する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 26 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事)〕についてであります。倉庫、公用車車庫などの附属棟 5 棟の追加及び鉄筋工など島内業者で対応できない工種について宿泊渡航費など、経費追加の必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 27 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町庁舎建設町民ホール建築工事)〕についてであります。鉄筋工など島内業者で対応できない工種について宿泊渡航費など、経費追加の必要が生じたこと、また、庁舎棟との工程調整に伴い工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 28 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事)〕についてであります。セキュリティシステム、議場システム及び建築主体工事で追加する附属棟の電気設備の追加が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 29 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」についてであります。屋内・屋外兼用消火栓設備、ペレットボイラー設備及び建築主体工事で追加する附属棟の機械設備の追加が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 30 号の「工事請負変更契約の締結について〔油井 4 号線災害復旧工事〕」についてであります。当初、法面掘削工において、人力掘削を予定しておりましたが、起工測量を行った結果、法面に不安定な岩塊が確認されたため、工事の安全及び施工性の調査検討に不測の日数を要し、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

続きまして、議第 31 号から議第 43 号までの 13 件につきましては、一般会計並びに特別会計及び上水道事業会計の平成 31 年度当初予算についてであります。

まず、議第 31 号の「平成 31 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、事業目的及び方向性を明確にした上で、引き続き財政の健全化を目指しながらも、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた積極的な取り組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 191 億 5,000 万円としております。

歳出予算の概要でございますが、前年度比較で 14 億 8,000 万円 8.4% 増となっております。

新庁舎整備事業、防災行政無線デジタル化事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業のほか、有人国境離島特措法に基づく航路・航空路旅客運賃助成事業、雇用機会拡充事業、また都市公園再編事業などの予算を計上しております。

歳入予算の概要であります。町税におきましては、町民税、軽自動車税、固定資産税及びたばこ税、全てにおいて増となる見込みであり、全体では 1.2% 増としているところです。

地方交付税につきましては、合併特例措置の減額分も含め、普通交付税においては 2.7% の減、特別交付税では 4.2% 増を見込み、交付税全体では 2.0% の減として計上しております。

また、総合戦略の取り組み事業にかかる経費において、地域振興基金及びふるさと隠岐の島応援基金からの繰入金で対応するとともに、その他財源不足分として財政調整基金、減債基金からの繰入金での対応予定としております。

「債務負担行為」につきましては、「中小企業制度融資利子保証料補助金交付要綱」に基づき、借入資金の利子および保証料の債務負担の限度額を定めるものであります。また、「地方債」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第 32 号の「平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 18 億 8,620 万円としております。予算総額は、前年度比で 4.0%の減となっております。この主な要因は、被保険者見込み数の減少によるものであります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰入金等であります。

歳入予算では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を計上しております。

次に、議第 33 号の「平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,880 万 8,000 円としております。予算総額は、前年度とほぼ同額であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医療機器購入費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 34 号の「平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 5,850 万円としております。

予算総額は、前年度比で約 18.4%の増となっております。この主な要因は、診療所施設整備費五箇診療所エアコン更新工事、検査機器及び歯科診療台の更新によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金、繰入金、諸収入等を計上しております。

次に、議第 35 号の「平成 31 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 4,080 万円としております。

予算総額は、前年度比で 0.9%の増額となっております。この主な要因は、代診医経費及び医療機器購入費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療機器購入費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 36 号の「平成 31 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 21 億 3,940 万円としております。

予算総額は、前年度比 20.9%の増額となっております。この主な要因は、公共下水道施設整備費、共同処理施設整備費及び中村漁業集落排水施設整備費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、17 の集合処理施設と個別処理施設である浄化槽 178 基の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区、五箇地区及び中村地区の管路布設工事費、港町地区の雨水管渠詳細設計委託費、共同処理施設建設工事費等を計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を計上しております。

継続費では、汚水処理施設整備事業に係る建設費を計画し、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 37 号の「平成 31 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,880 万円としております。

予算総額は、前年度比で 3.6%の減額となっております。この主な要因は、管理棟の修繕が完了したことによるものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。

歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 38 号の「平成 31 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,309 万円としております。

予算総額は、前年度比で 7.1%の減額となっております。この主な要因は、人件費及び訪問車両購入費の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 39 号の「平成 31 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」につ

いてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,740万円としております。予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器入費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第40号の「平成31年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ900万円としております。

予算総額は、前年比で約3.2%の減となっております。この主な要因は、医薬材料費等の減が主なものであります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医薬材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第41号の「平成31年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出の総額を、それぞれ60万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料などを計上しております。

次に、議第42号の「平成31年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,590万円としております。予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業受託金及び一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、議第43号の「平成31年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります。第2条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第3条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定されるすべての収益6億5,957万3,000円と、それに対応する費用6億3,314万2,000円を計上しております。

第4条では、設備拡充等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、8億1,490万3,000円を計上しております。

第5条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第6条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第7条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第8条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第9条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業は、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

旧簡易水道施設整備事業では、国庫補助事業として五箇中央・福浦・向ヶ丘浄水場整備事業を、また、単独事業として油井浄水場整備事業及び配水管移転補償費を計上しております。

次に、諮問第1号から諮問第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明いたします。

本町の人権擁護委員10名のうち、富田信吾氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引続き富田信吾氏を、また根本和子氏が都合により昨年12月31日をもって辞任されたことから、新たに常角敏氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、39件の諸議案につきましてご説明いたしました。何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時33分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時33分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時56分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第7号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から議第11号「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの補正予算関係5件、及び議第25号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道雨水排水路布設（港町その1）工事〕」の請負変更契約1件、計6件について質疑を行います。

それでは、まず、補正予算案について、歳出からページめぐりでいきます。

補正予算説明資料No.4、11ページをお開き願います。

何かございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、12ページ、13ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、14ページ、15ページ。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

ちょっと13ページにも係るのですが、調査整備事業のマイナス補正のところ、合併特例債の部分。これは所管課なのですが、合併特例債の部分は財政課になると思いますので、ちょっと質問させていただきます。

合併特例債のマイナスとかプラスの部分、総額すると、私の計算したところではマイナス2,970万円、トータルでマイナス補正ということで、合併特例債の使用枠が3,000万円ほど取りあえず浮いてくる形になってくるのかなと思いますけど、これの今後の使い道みたいところは財政の方で協議はされているのでしょうか。

○番外（財政課長 石田 寛 弥）

合併特例債につきましては31年度の庁舎整備に係る事業費、補助金を除いた部分を、31年度で使い切る予定でございました。現時点で当初予算案を組んだところでございますけれども、31年度で合併特例債を活用した残が、32年度に2億円程度まわるのではないかという見方をしているところですが、31年度の補正予算等も絡みます30年度の補正で合併特例債、今回落ちた形にはなっておりますけれども、31年度の当初予算並びに補正予算、そこで残れば32年度に。特例期間が32年度から5年間延びましたので、そちらの中で活用していきたいと思っております。庁舎に限らず道路事業等も含め、活用したいと思っております。

○6番（西尾 幸太郎）

分かりました。

○議長（石田茂春）

他に、ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、16ページ、17ページ。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、18ページ、19ページ。

12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮陽一）

大体、実績ということで減ですが、この畜産業費の畜産クラスター事業、大体400万円ぐらいの物が300万円の減、もう一つは企業参入型の部分が300万円から200万円の減ということですが、具体的にもう少し詳しく説明いただけますか。どういう事業内容の変更があったのか。

○番外（農林水産課長 藤川 芳 人 ）

畜産業施設整備支援事業の説明ですが、畜産クラスター事業におきましては、今、畜産をやっております若手の方が増頭計画を立てておりまして、当初、国庫補助金上限2分の1ですが予定をしておりました。しかし、国庫補助金を利用しますと後々の経営計画とか採択要件の関係で非常に厳しいハードルがございまして、国庫補助金を取り止めまして補助金をJAの補助金に変更したことによりまして、町の持ち出しが減となったものです。

それと、企業参入促進経営強化事業ですが、当初予定しておりました、つなぎ場や場内舗装等、整備内容が変更され、堆肥所のみ整備となりましたので事業縮小となり実績により減額をするものでございます。その下の繁殖牛導入事業では、繁殖雌牛の導入を4頭計画しておりましたが、2頭に減ったということで減額をしております。以上でございます。

○議長（石田茂春）

他に、ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、20ページ、21ページ。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、22ページ、23ページ。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、24ページ、25ページ。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、26ページ、27ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、28ページ、29ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、30ページ、31ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、32ページ、33ページ。

2番：村上 謙武 議員

○2番（村上 謙武）

32ページのジオパーク中核・拠点施設の整備事業費、先ほど副町長の方から説明がさらっとあった訳ですが、今年度9億5,900万円の予算で工事に係るという予定になっておったところ、これを次年度にまわすという事で。一つ気になるのが、資料8のこれに関する総括表を見た場合に、予算の総額が15億2,000万円になっているんですよね。この辺のところ、委員会が違うのでまったくその辺のところ分からないと言うか。

私、平成29年11月1日にこの資料ですね、この「基本計画案」を見てましたので、工事の事業費が約10億円というのがこれには出ておまして、そんな予算で事業を行うんだらうなと思ってたんですけど、今回最終的に15億円掛かる予定だということと、この建設工事が平成32年度にも亘って、2年間も亘ってこの工事が予定されていると。そんなところを見ますと、この平成29年の基本計画とかけ離れているなという風に思っておるんですが、この後、採決がある訳ですが、ちょっと今の状態では、その辺の事情が全く分からないというか、もう少し丁寧な説明があつて然りかなという風に思っておりますので、もう少し詳しく説明をお願いします。

○番外（観光課長 鳥井 登）

まず平成30年度、現場の方進めておりました。現場はご覧のとおり「更地」の状態になっております。同時に本体の設計の方等々を進めておまして、実施の設計の方が今、出来上がったという状態でございます。

昨年のこの予算説明の段階では、設計が終了次第に本体工事着手して、工事は約11か月を要すると思われるということで、平成32年2月頃を完了予定と考えておりますということで説明をしておりました。ところが、12月定例会の常任委員会の方でも少し状況報告はさせていただいておりましたが、先ほど庁舎の工事でもありましたように、杭または鋼材等の調達に

時間を要する可能性が市場の動向等からあるという事、それから設計の方が出来上がりまして改めて実施設計に基づいた工程計画を策定いたしましたところ、資料8の150ページに資料を付けておりますが、なかほどにあります建築主体工事等など16か月の工期が掛かることが分かりました。

それではとても工期の方が不足するということから、計画見直しをいたしまして、この度、30年度予算は一旦減額をさせていただきまして、新年度に改めて予算を求めさせていただいた上で、31から32年度の継続事業として十分な工期を確保した上で、実施するというご事でさせていただいたものでございます。

新年度の工事内容につきましては、新年度予算の詳細説明のところだと考えておるところでございます。なぜ、そのように時間の掛かることになったかという一番の要因は、ご承知かと思いますが、そもそもあの場所は海を埋め立てて元々岸壁であった場所、その上に杭を打ち建物を建てようとしております。杭の方は39本程度でございまして、いわゆる既製品のPHC杭というコンクリートの杭を約20mの物を打ち抜くことを予定しておりますが、その埋立て盛土の中にコンクリートだったり、もしくは埋立て造成をした時の基礎工であった捨て石、または被覆石など、杭を打つためには地中障害物となるような層の厚みでいきますと4mから5mぐらいの地層が中にあるということがボーリング調査等から判明しております、それを一旦、良質な土に置き換えないと既製品の杭を立て込むことができないという工法選択になりました。その土を置き換えるという作業が、普通ですとそういった作業はしなくていいのですが、一工程余分な作業をしなくてはいけないということになりまして、その作業に2か月ほど時間を要するという事。それから杭の長さが決められ、杭を造り、そして杭を打たなければいけないということが基本計画の段階では分かりませんでした。

ボーリング調査等々、現場の調査をした上で、実施設計をしたところで判明をして、報告決定がされましたことから、非常に時間が要する必要になったということで、この度、このような計画としてご提案させていただいたところでございます。

○2番（村上謙武）

予算の方が1.5倍になった理由等については、何となく理解できたのかなとは思っているのですが、しかし、自治法第2条第14項の規定に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなくてはならない。」という規定がありますので、何かその点をちょっとみると・・・仕方ないと言えば仕方ないんですけど。

この当初の基本計画から5億円も予算を使う事業となってしまったということを考えれば、もう少し説明、特に住民に対する情報公開ですかね。ジオに関しては情報出ておりますけど、今審議しているこの計画とか予算については、まだ公表されていないと思うのですよ。ちょっときめ細かい説明が必要かなという風に思っておりますので、是非、今後もこの事業に関しては積極的に情報公開の方をして欲しいという風に思っておりますので、その辺よろしく。

○議長（石田茂春）

この件は、明日の新年度予算で再度詳細説明を行いますので、課長よろしく願いいたします。

他に、ございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、34ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

それでは、歳入の方を行います。

5ページ、ございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、6ページ、7ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、8ページ、9ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

最後に、10ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、特別会計もページごとに行ないます。

国民健康保険事業勘定 36ページ、37ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、38ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、下水道事業 40ページ、41ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、42ページ

(「なし」の声を確認)

次に、後期高齢者医療 44 ページ、45 ページ

(「なし」の声を確認)

次に、上水道事業会計について行います。

補正予算に関する「説明資料」34 ページ、35 ページ

(「なし」の声を確認)

以上で、補正予算関係の「質疑」を終わります。

次に、請負変更契約について行います。

議第 25 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 14時16分)

(全員協議会開会宣告 14時16分)

○議長 (石田茂春)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時30分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 7 号「平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 5 号)」から、議第 11 号「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 3 号)」までの補正予算関係 5 件、及び議第 25 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道雨水排水路布設(港町その 1) 工事〕」について一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第7号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第7号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第8号「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」から、議第11号「平成29年度隠岐の島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）」までの4件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第8号から議第11号までの4件については、原案のとおり「可決」されました。

次に、議第25号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道雨水排水路布設（港町その1）工事〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第25号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

3月5日から7日は、全員協議会及び特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月8日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 14時32分)

以 下 余 白